

令和6年度 事業計画書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 基本方針

法人会は、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体である』との理念のもと、社会全体への貢献を目指し、税を中心とした事業の一層の活性化と、適正・効率的な運営に努め、法人会活動の更なる充実に努めております。

さて、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行となり、経済活動環境も徐々にではありますが、コロナ禍以前の状況に戻りつつあります。

しかしながら、エネルギーや原材料を中心とした価格は高止まりしており、さらには、持続的な賃上げが求められる等、中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

また、団塊世代が後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる中、防衛費の増額や少子化対策費財源についての議論が先送りされる等、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっております。

さらには、働き方の多様化やグローバル化の進展といった社会構造の変化、デジタル化や脱炭素社会の実現への対応等、避けては通れない問題が山積しております。

こうした情勢を踏まえ、税のオピニオンリーダーとして、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制や、我が国の将来を展望した建設的な提言に努めるとともに、提言実現に向けた活動に注力してまいります。

また、法人会活動を充実させるためには、組織・財政基盤の充実強化が必要であり、会員増強や福利厚生制度の推進、事務局体制の強化に取り組む必要があります。

そのため、法人会の具体的な活動として、企業経営に対する金融・税制支援等、政府が行う経済対策情報の迅速な発信に努めるとともに、税に対する会員の意見集約に努めながら、企業経営に役立つ講習会、セミナー等の開催、社会貢献事業や会員交流事業、福利厚生事業を通じて、地域に根を下ろした活動を行ってまいります。

さて、当法人会は公益社団化から10年以上が経過し、昨年4月に6支部制へ移行いたしました。

今後は、さらに支部活動を充実させながら、本会与支部が一体となった事業運営を推進し、法人会の組織活性化に取り組んでまいりたいと存じますので、会員の皆様、関係機関の皆様、ご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

オピニオンリーダーとは：集団の意思決定に関して、大きな影響を及ぼす人物。世論形成者、もしくは、世論先導者とも呼ばれる。

2. 重点事項

(1) 税制改正への対応と税制内容の周知

新型コロナウイルス感染症の影響が収まりつつある中、令和4年より団塊の世代が後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれています。

さらに、少子化が進展する等、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、わが国の将来を展望した建設的な提言に努めてまいります。

また、各種説明会や税務研修会を開催し、税制・税務に関する会社への周知と対応について説明を行います。

【具体的内容】

- I. 全会員を対象に『税制改正に関するアンケート調査』を行い、税に関して傘下会員に広く意見を求め、税制委員会において取りまとめ、国・県・市に対する税制改正提言活動を行います。
- II. 全法連でまとめられた「税制改正に関する提言書」により、地元選出の国会議員をはじめ、地元市長、議会議長、教育長に対する、税制改正提言活動を実施します。
- III. 「第40回法人会全国大会 鹿児島大会」への参加を通じて、税制税務に関する調査研究を行います。
- IV. 税務に関する説明会や税務研修会を開催して、税制及び税務に関する内容の説明と制度の周知、また、企業の対応策について説明を行います。

(2) 納税意識の高揚と、税知識の啓発、普及活動の実施

次世代に向けた税知識の啓発は重要課題となっており、法人会としても、関係機関と連携し、青年部会、女性部会が中心となって事業を実施します。

【具体的内容】

- I. 租税教育推進協議会が行う、小学生を対象とした「租税教室」に対して講師を派遣して、税知識の啓蒙活動を行います。

- II. 青年部会による「税金ウルトラクイズ」の実施を通じて広く市民への税の啓発、普及活動を実施します。
- III. 青年部会が、「第38回法人会全国青年の集い 福井大会」において「租税教育プレゼンテーション」を行い、当法人会青年部会の租税教育活動を発表します。
- IV. 女性部会による「第13回税に関する絵はがきコンクール」を実施し、小学生に対する納税意識の高揚に努めます。
- V. 「第18回法人会全国女性フォーラム 広島大会」（女性部会）や「第38回法人会全国青年の集い 福井大会」（青年部会）への参加を通じて、全国法人会との情報交換により、事業活性化に努めます。
- VI. インボイス制度施行後の事務対応や、定額減税に伴う対応、e-Tax等納税の電子化の推進のために、説明会や広報活動を通じて、内容の周知及び対応のための活動を行います。

(3) 企業活動支援の実施

企業活動支援事業として、真に会員企業に役立つ各種研修を実施します。

【具体的内容】

- I. 研修委員会を中心に研修内容の検討を行い、昨今の情報化の進展、多様化する会員ニーズに応じた研修内容の充実を図り、本部と支部の研修を効率的に実施します。
- II. 税制税務に関する研修会（「決算説明会」「新設法人説明会」「年末調整説明会」）等の開催を通じて、企業の税務対応支援を行います。
- III. 税理士会の協力を得て、税についての個別相談会（税務相談会）を随時開催し、税に関する会員企業の課題解決の一助となるよう努めます。
- IV. デジタル化への対応や、今後導入されるインボイス制度にかかる申請手続き等への対応が求められることから、会員企業がこれらの課題にスムーズな対応が図れるよう、説明会の開催や税務情報の発信に努めます。

引き続き、「消費税期限内納付推進運動」や「e-Tax」の普及にも努めます。

V. 本会及び支部主催による企業の人材育成や財務運営に関するセミナーや研修会を実施します。

また、事業承継についてのセミナーについても開催します。

VI. 法人会会員を対象とした「インターネット・セミナー」を広くPRして、会員企業の活用に努めます。

(4) 地域社会貢献活動の実施

法人会の社会貢献活動には、多くの会員企業が参加し、地域の実情に即した活動を積極的に推進することによって、地域全体に広がることが期待されており、社会貢献事業を積極的に推進して、地域活性化を支援します。

【具体的内容】

I. 支部、青年部会・女性部会が中心となり、地域の実態に沿って、社会貢献活動を展開します。

II. 著名人を招聘し、広く市民を対象とした「公開講演会」を実施します。

(5) 会員増強運動の推進

法人会活動を充実させるためには組織基盤の強化が重要であることから、全法連が全国の法人会とともに実施する会員増強運動に参画し、当法人会も会員増強運動を推進します。

また、全法連が目標として掲げる「役員一人一社以上獲得」と一致協力して会員増強運動を展開します。

【具体的内容】

I. 組織委員会を中心に、会員増強運動を計画的に実施し、新会員の獲得及び会員加入率の向上に努めます。

また、新規会員の募集と併せて、退会防止にも全力を挙げます。

II. 年度後半（10月～翌年3月）を「会員増強月間」として、役員と会員が一体となって新規加入の推進事業運営を目指すため、活発な委員会活動を行います。

Ⅲ. 事業活動の中心を担う、青年部会と女性部会については、部会員増強運動を強力に推進し、更なる活動の充実を図ります。

(5) 委員会活動の充実

委員会を合同で開催することにより、委員会相互の意見交換や情報の共有を図ります。

(6) 支部組織の活性化

支部活動は、法人会組織の中核を成しており、6支部制への移行に伴い、支部活動内容を充実させ、支部運営の活性化に努めます。

【具体的内容】

I. 支部全体会議を開催して、支部事業運営について、支部員＝会員よりの意見を取り入れた支部活動の実施に努めます。

また、事業実施にあたっては、隣接支部との合同開催等による効率的な運営を図ります。

II. クラウド型拠点間情報サービスを活用し、本会、支部間のネットワーク化により、スムーズな情報共有を図ります。

(7) 女性部会・青年部会の活動の活性化

I. 女性部会

社会貢献事業を担う地域活性化の中心的な存在として、環境美化活動や女性部員を中心とした地域交流活動を実施いたします。

【具体的内容】

① 地域の環境美化活動として、「花いっぱい運動」「花でおもてなし事業」「クリーンキャンペーン」「除草及び植栽事業」を、各女性部エリアで実施します。

② 次世代への税知識の普及活動を目的とした「第13回税に関する絵はがきコンクール」を行います。

③ 「税務研修会」を開催し、税知識の向上と女性部員間の協調親睦を高めます。

- ④ 全法連女連協が進める「食品ロス削減」活動を推進します。

II. 青年部会

今年度、「第 38 回法人会全国青年の集い 福井大会」において、「租税教育プレゼンテーション」を行います。

【具体的内容】

- ① 租税教育活動を充実させて、その成果を広くアピールできるよう、事業展開に努めます。
- ② 青年部員全体研修会を開催し、青年部活動の輪を広げ、新たな事業展開の模索を図ります。
- ③ 全法連青連協が主導する「財政健全化プロジェクト事業」に、引き続き、積極的に取り組みます。
- ④ さらなる組織拡大を進め、部員を増やし、それぞれの力を合わせた活発な青年部活動の展開に努めます。

(8) 会員交流事業・会員親睦事業の実施

会員間の交流事業を展開して、異業種間の情報交換を図り、企業経営に結びつくような“場”の提供の構築を進めます。

【具体的内容】

- I. 異業種交流、会員間の情報交換により、会員メリットが実感できるよう“会員交流会”を実施します。(法人会セミナー時に実施)
- II. 会員の参加を高めるため、各支部による、先進地視察事業、会員懇談会、会員親睦会等の事業を充実させます。
- III. 会員間の親睦を図るため、第 12 回会員親睦ゴルフ大会を実施します。

(9) 広報活動の充実

広報活動を通じて、広く社会に対し、税の啓発、法人会の知名度向上、活

動内容の対外的な周知、入会促進等に資する広報活動を積極的に展開します。

このため、全法連や県連と連携して、マスコミ等に対するパブリシティ活用した広報活動を展開するとともに、ポスター・新聞広告等の紙媒体による広報に加えて、SNSなどWeb媒体の活用を充実させたPRを行います。

【具体的内容】

- I. 会員及び市民向けに、年4回、広報誌「かぬまにっこう（1回2,500部）」を発行します。
- II. ホームページを法人会事業運営にさらに活用すべく、ホームページ内容の刷新と充実を図ります。
- III. 当会事業を積極的に宣伝するため、様々な公共媒体を活用して当法人会のPRに努めます。

(10) 福利厚生制度の推進

会員独自の福利厚生制度を推進するため、厚生委員会が中心となり制度の普及推進に努めます。

【具体的内容】

- I. 福利厚生制度推進連絡協議会の開催を通じて、魅力ある福利厚生制度が多くの会員に利用されるよう努めます。
- II. 提携保険会社と連携し、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化につながるよう、制度の普及と推進に努めます。

(11) 法人会の魅力アップ事業の開発

法人会がさらなる魅力ある事業を開拓し、非会員企業が入会しやすい会運営が図られるよう、新規事業開発に努めます。

(12) 関係機関との連携協調

国税局・税務署をはじめ税理士会・その他関係機関との連携協調を図ります。